

とっとり市会員未登録者利用規約

本規約は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会（以下「協会」といいます。）がインターネット上で運営する鳥取市公認インターネットショップ（以下「とっとり市」といいます。）の利用に関し定めます。

（定義）

第1条 本規約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「サービス」とは、協会がとっとり市において提供するサービスをいいます。
- (2) 「利用者」とは、会員登録手続きを行わないまま、本規約に同意の上、サービスを利用する個人をいいます。
- (3) 「出店者」とは、とっとり市において、取引の対象になる商品を提供する個人又は法人をいいます。
- (4) 「取引」とは、利用者がとっとり市を利用して行う商品の購入及びその他利用者と出店者との間の各種行為をいいます。
- (5) 「本規約等」とは、本規約及びその他協会が定めるとっとり市に関する規約等の総称をいいます。

（サービスの内容）

第2条 サービスの内容は以下のとおりです。

- (1) とっとり市での出店者に関する店舗の概要、商品及びそれに付随する情報の掲載
- (2) とっとり市で利用者が入力した注文情報の出店者への配信（配送業者のシステムにより転送することをいう。）
- (3) その他、とっとり市で随時付加される各種サービス

（サービスの中断、停止）

第3条 協会は、以下のいずれかの事由に該当する場合、利用者に事前に案内することなく、サービスの一部又は全部を一時中断若しくは停止することがあります。これに伴い、利用者又は第三者に不利益及び損害が生じた場合、協会はその責任を負わないものとします。

- (1) サービス提供のための装置・システムの保守点検、更新を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合
- (3) 通信事業者の役務が提供されない場合
- (4) その他、運用上あるいは技術上、協会がサービスの一時中断又は停止が必要であるか、若しくは不測の事態によりサービスの提供が困難であると判断した場合

（利用者と出店者との取引）

第4条 協会は商品情報の提供及びサービスを行い、利用者からの当該商品に関する質問及び苦情等の受付を行います。

- 2 利用者は、とっとり市のサービスを利用する場合、出店者が掲示する取引条件（店舗情報、支払金額、支払方法及び配送方法など）を十分確認のうえ、利用するものとします。
- 3 協会は、とっとり市において出店者が提供する商品又はサービスについて、その品質、内容の真偽、正確性、安全性、最新性、有用性、信頼性、適法性及び第三者の権利を侵害していないことなどについて指導を行いますが、最終的な商品の保証は、出店者の責任となります。
- 4 利用者からの取引の申し込みは、利用者がとっとり市の注文画面等で必要事項を入力することで受領され、協会が、その内容を出店者に配信することにより行います。
- 5 協会は、成立した売買契約等を解除する正当な理由がある場合は、システムにより注文をキャンセル（以下「キャンセル処理」といいます。）できます。
- 6 協会は、利用者が正当な理由なく商品を出店者に返送した場合（受領拒否、受領不可等を含みます。）は、当該商品を受領した後、遅滞なく利用者へ通知し、当該商品の受け取りにつき報告をもとめるものとします。なお、当該通知をした日から起算して14日以内に受け取りに関する報告がない場合は、キャンセル処理を行うとともに、廃棄又は協会が定める処分方法により当該商品を処分するものとします。この場合に生じる商品代金や送料等の損害は、利用者の負担とし、協会はその責任を負いません。
- 7 利用者は、出店者の個人情報の取り扱いについて疑義がある場合、協会に対して問い合わせを行うものとします。
- 8 返品希望は、とっとり市の返品フォームに入力することで行うことができますが、返品可能か否かについては、出店者が返品理由や返品受付可能期間（商品によって異なります）、商品の状態等を勘案し、決定します。
- 9 協会は、注文内容と異なる内容で商品を送付した場合や、梱包の不行き届きで商品が破損していた場合などの出店者の瑕疵による事由により返品があった場合には、すみやかに利用者に対して当該商品代金（送料含む）の返金または商品の交換を行います。

（責任の範囲）

第5条 協会は、出店者が利用者に対して提供する商品に関する取引の履行についての指導を行います。当該取引の責任は出店者が負うこととなります。

- 2 協会は、通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞及び中止、データの消失並びに不正アクセスにより生じた損害、その他協会のサービスに関して利用者へ生じた損害については、一切責任を負いません。ただし、損害の原因が協会の責めに帰すべき事由による場合、協会は、利用者が現に取引に着手していた場合における当該取引の金額を上限として責任を負うものとします。
- 3 協会は、利用者及び出店者に対し、適宜情報提供や助言を行うことがありますが、それによ

り協会が責任を負うものではありません。

4 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害について、協会は一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第6条 サービスの利用に際して、利用者に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令又は本規約等に違反すること
- (2) 協会、出店者及びその他第三者の権利、利益又は名誉等を損ねること
- (3) 青少年の心身に悪影響を及ぼす恐れがある行為、その他公序良俗に反する行為を行うこと
- (4) 他の利用者及び第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと
- (5) 虚偽の情報を入力すること
- (6) 有害なコンピュータプログラム及びEメール等を送信又は書き込むこと
- (7) とっとり市のサーバ及びコンピュータに不正アクセスすること

(クッキー等について)

第7条 協会は、利用者のアクセス履歴及び利用状況の調査のため、又はその他利用者に最適のサービスを提供するために、利用者がサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯電話端末でアクセスした場合の携帯端末機体の識別番号に関する情報及びクッキー(cookie)の技術を使用し利用者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。

2 利用者がサービスを利用するためには、前項を承諾し、クッキーを受け付けることが条件となります。そのため、ブラウザなどでクッキーを受け付けない設定を行っている場合、サービスの利用はできません。

(利用者情報の取扱い)

第8条 協会は、別に規定するとっとり市個人情報保護ポリシーに従い、個人情報を取り扱います。

(損害賠償)

第9条 利用者が本サービスの利用によって第三者に対して被害を与えた場合、自己責任によって解決し、協会に損害を与えないものとします。

(規約の変更)

第10条 協会は、利用者に事前に案内することなく、本規約等の変更を行うことがあります。利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

(準拠法、合意管轄裁判所)

第11条 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関する一切の紛争は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行いたします。